

昭和十年度史蹟調査報告書

榛谷御厨の研究

磯貝 正

一 序 説

大化改新(六四五)に定められた公地公民の制は、平安朝初期にかけては先ず徹底していたわけであるが、中期以降政治の乱れるに従って土地の私有が再び盛んとなり、遂に庄園というものの発生を見るに至った。是は問題の榛谷御厨はんがみくりやを述ぶる前提となる事柄故、吉田東伍博士の横浜に於ける講演筆記中より摘記すると、

庄園は奈良時代にも勿論ありました、此の奈良時代の始めにあつては、一王万民、田地は皆政府のものと云うことでありましたが、其の後になつて色々の事情からして土地の私有を許しました。而して私有の土地の中に普通の庶民即ち百姓の如きは一人に付て五町とか六町とかの制限がありました、王侯貴人に至りますと数百町数千町の田地を私有して差支えないと云うことになりました。庄園なるものは即ち王侯貴人側の私有田地であります。百姓の田地は私有を許された所で制限付きの五町三町のものだから、中々以て大なる害を為すことは出来なかつたが、王侯貴人は大面積の地面を私有することを許されたので、色々の弊害を生ずる様になりました。

しかし王侯貴人の地と雖も不毛地を開いて私有地とすることを許されたのでありまして、チャンと立派に開かれた田地は国有のものであると云うことになって居った筈であります。然るに平安朝の政治系統の乱れるに従つて、国の所有である田地を耕して居った公民までが皆帳面を偽り、或いは申立を偽つて王侯貴人の所有の下に走つたのであります。即ち是迄庄園でないものが何時からか庄園ということになつて、京都の貴族寺宮と云うような階級の私有の田地、私有の人民と云うものに変じたのであります。斯う變じて来ますと京都の方は八省百官は形だけ残つて居るが、天皇よりして下、関白藤原家其の他の寺或いは色々の大社に至るまで皆庄園を開いて之を私有して居る方が都合が好いと云うことになつて来た。

上下競うて庄園を開いた為に日本が総て庄園国になつて仕舞つた、総て庄園組織に依つて日本の經濟、王侯貴人の經濟、上、天皇の御經濟を持つて仕舞うようになつて来た。斯うなつて来ると民部省も大藏省も殆ど歳入がない。其の帳面を調べる用がなくなつた。従つて田舎の国々も相模守も武蔵守も殆ど何も実務として執るべき用務がなくなつて仕舞つた。是が即ち庄園の大体でありますが、此の庄園は平安朝の中頃に至つてずっと大きくなりまして、後三条天皇以後、白河、鳥羽、後白河、後鳥羽此の三代四代の間（1155-1199）に尽く日本の國勢が決定してしまつた。

以上庄園制度發達の大要であるが、この庄園と同じくしたものに御厨即ち伊勢の御神領というものがあつた。

此の当時の国法は庄園を置くことは許すが、武士の如き中等階級には沢山の田地を私有することを許さぬ。武士が田地を開きました所で之を子々孫々に至るまで固く維新して行くにはどうしても王侯

貴人に托して朝廷から免許を受けなければならぬ、そこで何でも豪
い名義を付ける、たとえば名義だけ伊勢の御神領として一年に五十
石なり百石なり乃至品物で申せば馬に二駄か三駄位の絹織物を太神
宮に差上げればよい。そうすれば免許せられる。それに依つて五百
町千町の田地を私有して一家一族安穩に暮らして行かれるとすれば
何より結構な特許権である。此の特許権を得るが為やったことと思
います。此の当時の政治系統、経済系統がそうなって居るから曲り
なりにも伊勢の御厨として此の財産を保護して居ることになったも
のと思われれます。

そこで榛谷御厨に就いては、

横浜に近い所に榛谷御厨があります。是は程ヶ谷の広い所を占領
して居りましたが、天禄元年(九七)円融天皇の頃に御厨として極きまつたので
あります。榛谷の土地を開いたが其の占有を確実にせんが為伊勢へ
御神領として献じて自分が支配人として世々支配することになった
のであります。程ヶ谷の岩間の神明社が御厨神社と云つて今日迄保
存して居ります。岩間の神明社には天文年中(一五五)の記録が残つて居りま
す。その為徳川時代になつても由来がよく知れたものであります。
御厨の由来を知るには下総の葛西の御厨と武州榛谷の御厨が最もよ
い例であります。葛西の御厨は本所深川から向うが一面それで随分
広い土地でありました。榛谷の御厨はそれよりは小さいが、しかし
可なり大きな御厨であつたと思ひます。

(奈良平安朝時代の武蔵相模)

と述べて居られる。以上は政治経済史的に観た御厨の一面であるが、
我が郷土研究の今一人の権威者沼田頼輔博士は精神的に観た他の半面
を「武蔵野」第八卷第一号に於いて述べられて居る。即ち

此の榛ヶ谷御厨というのは即ち程ヶ谷を中心としてあったものである。是は地方の敬神思想を鼓吹する一端にもなるうと思ふから聊か此の点に就いて申上げることとしたのである。申すまでもなく我が国は敬神の念の深い国であつて、特に崇神天皇の御代には最も敬神の念を鼓舞せられ、天ツ社、国ツ社或は神地、神戸を定められたことは国史に見えて居る、此の御代まで国家の政治というのは神様を祭ることであつて、神の御意向によつて政治が行われたものである。それが即ち謂わゆる祭政一致の時代である。尨が時勢が進歩するにつれて神を祭ることと政治のことを分離せねばならぬこととなつて来た、尨がこのお祭りをするには費用を要するから茲に天ツ社、国ツ社の社務を定め又神地、神戸というものを定めて是等の神地、神戸の収入に依つて、この天ツ社、国ツ社の費用に宛てることとなつたのである。

延喜式を見ると大なる社にはそれぞれ封戸というものが附けられて居る。即ち神戸又神田というものが定められて居つて、其の封戸神田の収入を以てその社費に宛てて行くのである。又令義解の神祇令の註釈に斯ういうことがある。「凡そ神戸の調度及び田租は並びに造神宮及供神の調度に充つ」即ち宮を造る所の費用及びお祭りする所の費用に充てると斯ういうことを書いて居る。又延喜式に臨時祭のことを定めた中に、

「凡そ諸国の神税調庸の帳及び神戸の計帳祝部等の名帳は、毎年勘造して此の官に送らしめ計会実を知る」と云うことが書かれて居る。そういうような法令が昔に於てはチャント定まつて居つて御歴代の天皇が何れも敬神の道に心を用いられて居つたのである。其の内申すまでもなく伊勢の大神宮が最も多く神戸と神領を有せられたものであつて、それは神鳳鈔という書物（建久年間に書かれたもので伊

勢の大神宮の御料地のことを精しく載せて居る）に依つて見ると、武蔵に伊勢の御料地が六箇所ある。即ち飯倉御厨、大河土御厨、橘御厨、榛谷御厨、七坂御厨、其の外初めと同じ名の飯倉の御厨があつて其の収入も書いて居るが、それを一々申上げる必要はありませぬ。私の此に述べんとするのはその内榛谷の御厨である。

榛谷の御厨は即ち榛谷に置かれた神領地であるが、是は朝廷で置かれたものではない。抑々御厨そももというのは地方に居る豪族に敬神家があつて朝廷から伊勢に寄せられた御料地の外に、其の敬神家が土地の収入を伊勢大廟の用度に宛てたものを申すのであつて、是が全国各地にある。榛谷御厨は其の一つである。斯ういう敬神家の豪族が居れば其の地方の人民も敬神の念が盛んであることは伺われる。而も武家時代に伊勢の皇大神宮を尊崇する念慮の厚かつたところとは此の御厨に負う所が少なくない。亦また以て御厨のあつた地方の郷土史を誇るに足ものである。

（歴史上より見たる程ヶ谷の変遷）

附記 本誌は中山每吉氏の好意に依り借覧の便宜を受けしことを感謝す

以上長々と所説を引用せる所以は、先人の研究に対して敬意を表する意味と、併せて御厨というものに対する一般概念を先ず了得する必要があるからである。

二 榛谷御厨の領域

扱てそこで榛谷御厨の領域に就いて考うるに、神戸に御厨神明社があることとて、保土ヶ谷をその中心として大体都筑郡に亘つて居つたのである。現在も都筑郡二俣川村に半谷の小字名あるのは即ちその遺

名であると考えられる。この半谷を中心とした都筑郡の南部は倭名類聚鈔に出て居る幡屋郷の置かれた地であつて、平安中期以降郡郷制度の弛緩、庄園の発達という時代の動きと共に、その地に御厨の発生を見るに至つたのである。従つて榛谷御厨の領域を考えるには一応幡屋郷の領域を考へてみなければならない。それに就いては日本地理志料に

幡屋^{波多乃也}

按新編風土記、幡屋未^レ審^二今之何地^一、弼謂幡恐榛字、偶涉^二高幡^一一致^レ譌者宜訓波多乃也、神鳳鈔武藏国榛谷御厨、東鑑武藏人榛谷四郎重朝、與其兄稻毛重成、屬源頼朝有功、即本土人、今二股川村有榛谷地、蓋其遺名、程谷神明社天文^(二五五五)二十四年縁起榛谷御厨莊、元和五年梁牌同、亘^二二股川、三反田、小高、今井及橘樹郡程谷、和田、佛向、坂本^一諸邑爲^二其故區^一、二股川畠山重忠戰死處、見^二東鑑^一、程谷爲^二東海道五十三驛之一驛^一、有^二帷子町^一見^二太田道灌平安紀行、道興准后回國雜記^一。

と記してある。そこで新編武藏風土記稿をみなおしてみると、橘樹郡下の保土ヶ谷宿、芝生村、下星川村、佛向村、坂本村、和田村、と都筑郡下の市野澤村、川島村、二股川村、川井村がその領域であつたと考定して居る。尚同書に神戸神明社の縁起が載せてある。全文を引用すると

武藏國榛谷御厨庄之内神戸神明濫觴之事、抑當宮之開起者、天祿元年庚午伊勢天照皇太神宮飛來給、武州御厨庄之内、榛谷之峯^(九七〇)影向、從其川井有御飛、從川井又二俣川御移、御座所假宿云、從二俣川又下、保土谷宮林云所御影移給間、同所八坂云所奉祝二成、暫

住給、然嘉祿元年乙酉、或少女託言、吾出法性眞如都、假交分段同居之塵、以降垂一天四海跡、和率土萬國光、中猶今當國當郡和光同塵、守護一切衆生晝夜思也、我得鎮坐云、其時彼少女之云、目顔淨布懸言、御託宣云、

伊勢の神こゝに飛くるしるしには、うつす御影をおかめもろ人少女様々自託給時、天光物飛散、雷電鳴渡、故今二成奉崇、神明御伊勢御正體申下、宮造在所號神戸、神宮寺名滿福寺、經藏堂稱神照寺、弘法大師御作之愛染明王今御坐、是則顯深之本地給者歟、末社雨宮、風三郎殿、切邊之王子、日王子、高根明神、稻荷天神、山王、見目等也、倩見此地形體、伊勢國渡會郡御本社之靈地少不違、先有高間原、是宮原云、宮川是神戸川云、有五十鈴川、是小帷川云、有御裳濯川、爰古部川云、有大湊、爰神奈川前云、有二見浦、爰宮崎云、有大橋、爰小帷橋云、有宇治橋、爰神戸橋云、其外外宮、内宮、山田三方、宇治、朝熊嶽之景地相似、肆法企之勤請成自然之宮立質也、依之武藏二十四郡之内、十郡之守護神、別者御厨八郷之鎮守也、爰以昔年七十五度有祭祀田、此外五度之御供免、一三三四之有禰宜、有神主、有八乙女、二十五人之有社人、六口之有供僧巫女、斯上代雖美々敷、今神領被収間、其形計也、加樣之旨趣、御上意樣江、被立御申、如先代到被付社領、昔不替相奉幣彩費無怠慢、奉勤天長地久御願圓滿、殊者國守武運長久御威光倍增之旨、可奉祈者也、仍乍恐神主等申上處如件

天文廿四年乙卯年潤十月吉日

渡會氏朝臣神主在神

丹下氏

小野氏

謹上御奉行所御申上

右に依ると天照大神の御影が榛谷の峯に影向以来川井、二俣川、保土ヶ谷と三遷して居る。是をそのまま史実と考えることも無理ではあるが、御厨発展の段階を示すものという暗示をうける。二俣川の榛谷を中心に発生 of 御厨が北に延びて川井辺りに及んでそこに神明社が建てられ、再び南展して一時故地に留まりしが、やがて久良岐郡家郷の所在地なる神戸にまで発展してそこに神明社が宮柱太く創立せられて、所謂御厨八郷の守護神として上下の尊信愈々篤きを加うるに至ったものと思われる。

清水正健編莊園志料下の巻に

武蔵国榛谷御厨

和名鈔都筑郡幡屋郷の地にて大神宮御領なり、程土ヶ谷神明社天文二十四年縁起には榛谷御厨莊と見ゆ、今郡中神奈川領内市野澤、川島、二俣川古御厨郷三村及橘樹郡和田、坂本二村を俱に榛谷莊と呼び、又郡中川井、上川井、下川井三村を御厨屋莊と称す、皆厨域なり、又橘樹郡保土ヶ谷下岩間町に神明社あり、此の辺り即ち御厨の基地なるべしと云う。

と記してある。是は大体風土記に抛り保土ヶ谷を中心に榛谷莊或は御厨庄と呼ばれた村名八つを挙げて所謂御厨八郷の意を示したものであろう。

以上の諸点から考えて大体榛谷御厨は当時の幡屋郷と郡家郷の大半に及ぶ範囲であつて、現在で云えば都筑郡の南部と保土ヶ谷区の全般に亘る相当広般な地域であつたと云えよう。

三 榛谷御厨の寄進者

次にこの榛谷御厨が何時代に誰に依つて伊勢神宮に寄進せられたかと云うに、吉田東伍博士は円融天皇の天禄元年(元七〇)とせられて居るが、是は神戸神明社の天文二十四年書上の縁起に基いた説であつて、いささか根拠は薄弱である。又沼田頼輔博士は神料地の寄進といふことは土地の豪族でなくてはなし得ない。然らば鎌倉時代の初頭に於ける榛谷氏を措いては他にないと言われて御厨の寄進を鎌倉時代に引下げて居る。前者は古きに失し後者は新しきに過ぎて居る。

筆者は茲(こゝ)に確實なる新史料を挙げて、之を保安三年鳥羽天皇の御代の事と主張する。即ち、

神宮雜書に

榛谷御厨内

給主故民部卿家

件御厨去保安三年建立代々国司奉免了、供祭物白布三十反并(一三三)
齋宮寮納物納之(さいぐうさうりょう)

是まで中古の神宮御領を研究する資料として現存せるものは神宮雜例集のみであつた。この書の卷一第四神封事の條に神戸付神田の外御領として御厨御園合四百五十余処を数えて居る。併(しか)しその名を揚げたるは伊勢国内百二十二箇処に止まり、それも単に名称だけで他に何等の記載がない。然るに近時今一つの有力なる史料が発見せられた。それが即ちこの神宮雜書である。本書は藤波家の旧蔵で主として鎌倉時代の神宮関係古文書を蒐録したものであるが、其の中に建久三年八月二所太神宮神主が、職事の仰(おほせ)に依りて神領の子細を注進した請文が

ある。是が最も珍重すべきもので当時の神領に就きその建立の年代、給主の交名きょうみやう、年貢の員数等巨細こさいに注進してあり、武蔵四箇処の記載の中に前記の如く榛谷御厨の事が明記してある。ただ惜しむらくは給主の故民部卿家とあるのが如何なる公卿であるか判然せぬ事である。若し御厨の出来た保安三年(一一三三)の時に就いて云うならば、その当時の前民部卿は藤原宗通であり、若し請文の書上げられた建久三年(一一九三)の時として考うれば、故民部卿は藤原成範である。給主の究明は御厨を一層明瞭にならしむるのであるが、久らく後考に俟つとして兎に角保安三年御厨として内宮に奉献せられたことは確かである。

然らば誰に依つて奉献せられたかと言うに、沼田頼輔博士は榛谷重朝だとして居られるが、保安三年御厨奉献の事実に基づくならば、時代的に多少の相違がある。然しながら榛谷一門の外に御厨を奉献する程の土地の豪族はない。この点から推して榛谷氏の先代の誰かが御厨を奉献したものと考えられる。してみると榛谷氏は橘樹郡稻毛の庄を本拠としていた稻毛三郎重成から別れたものであるから、重成か或いはその先代有重の奉献ということになる。かくして奉献せられた御厨の管理者が重朝に委ねられたのである。之に依つて重朝は土地の名を冠して榛谷氏と称し、この御厨の實際的支配権を握ることとなったのである。

四 鎌倉時代の榛谷御厨

源頼朝が鎌倉に幕府を開いてから政治の中心は上方より関東へと移つて来た。元来頼朝は非常に敬神の念篤く政治を行うに当つてもその点には細心の注意を払つたのである。殊に伊勢神宮の崇敬は殊更であつて、自らも武蔵国大河土御厨をはじめ数多あまたの神領を寄進し奉る程であつたから、神領の保護も至極行届いて居つた。まして我が榛谷御厨は管理者が頼朝の寵愛をうけていた榛谷四郎重朝とて領民の安堵あんどは他に異なるものがあつた。

そこで御厨の支配者榛谷重朝の来歴に就いて一応述べる事とする。榛谷氏は武蔵武士の典型であり鎌倉武士の中忠勇無双ちゅうゆうむさうと称えられた畠山重忠の一族であつて、其の祖先は平良文である。それから六代目の重綱が前九年後三年の戦に源頼義家父子に従つて武勇の名を知られた。其の總領が重弘であつて、重弘の總領が重能、それが畠山重忠の父に当る。二番目が有重で、有重の子が稲毛三郎重成、この重橋樹郡稲毛の庄に居つて稲毛氏を称して居た。その重成の弟が即ち榛谷四郎重朝で、この榛谷庄を分与されたので地名を氏として榛谷四郎重朝と云つたのである。

今尊卑分脈そんひぶんみやくや畠山系図、千葉上総系図等を合考するに、註する所各々多少の相違はあるが、大略次の如くである。

平氏
○良文 号村岡五郎、重門、從五位上

忠頼 中村武藏守又号村岡次郎

將恒常 從五位下武藏權守、中村太郎

武基(二四) 秩父別当、從五位下
康治二年依謀反聞配流于佐渡国

武綱 十郎
伊予守頼義郎等 武功第一也

重綱 秩父權守(尊卑分脈)
下野權守、武藏留守所總檢校

重弘 太郎太夫、秩父太郎

重能 畠山庄司
有重 小山田別当

重忠 畠山庄司二郎
重保 六郎

重成 稻毛三郎
重政 小澤小次郎
稻毛十六郷主也

重朝 榛谷四郎
重季 太郎
秀重 二郎

有朝 田奈七郎

重親 小山田八郎

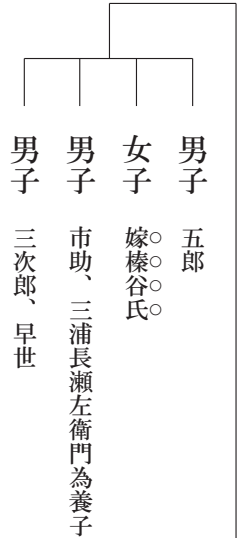
村重 森五郎

重朝が別家した年月や、御厨の中に居館を設けたかどうかといふこととに就いては知る事を得ないが、鎌倉郡中川村秋葉の旧家近藤幸太郎家の系図を見ると、その中に

十二代

初名太郎、承元三年正月十日病死

○ 近藤左衛門尉秋資



とあって、長女が榎谷氏に嫁いで居る。この秋葉の地は当時或は御厨の中に含まれて居たかもしれぬし、然らずとするとも極く近接して居る土地としてその地の豪族と榎谷氏が婚を通じて居ることは、榎谷氏がこの地に密接な関係を有して居たことを物語って居ると思う。尤も重朝は多く鎌倉に在って頼朝の信任をうけ、弓箭の達人として鎌倉武士の間に腕を認められて居ったのである。今史料を一々挙げる煩瑣を避けて東鑑に見ゆる彼の記事を年表式に摘記すると、

養和元年^(一一八一) 四月 七日 榎谷四郎重朝の名が東鑑に見える最初で御家人等の中から弓箭^{きゅうせん}の達者にして然も隔心^{かくしん}なき者十一人に選ばれたる一人として毎夜頼朝の寝所の守りを仰付かる。

寿永元年^(一一八二) 七月 七日 由比浜に於ける牛追物^{うしおつもの}に射手となる。

元暦元年^(一一八四) 二月 五日 範頼に従って平家征西に赴き摂津に到る。

六月 十六日 一條忠頼誅戮^{ちゅうらいく}に際して功あり。

文治元年^(二八九)

十月二十四日 勝長寿院供養に際し隨兵となる。

三年^(二八七)

八月二十日 弓場御的勤仕者として弓三張を賜わる。

十月二日 由比浜牛追物に射手となる。

四年^(二八八)

正月六日 御的始射手一番となる。

五年^(二八九)

正月三日 御弓始に手並を示す。

正月九日 若君御方弓始に射手五番となる。

六月九日 御搭供養に御馬引手となる。

七月十九日 奥州の泰衡征伐に出陣す。

十月一日 奥州征伐中頼朝の乗馬を日々洗つて怠らず珍事の由人々申す。

建久元年^(二九〇)

四月十一日 若君の小笠縣始に召さる。

八月十五日 鶴岳放生会に頼朝参宮の供奉。

十一月七日 頼朝入洛に際して先陣隨兵となる。

二年^(二九一)

正月五日 弓始の儀あつて重朝に鷲羽を賜わる。

二月四日 前右大将家鶴岳御参の先陣隨兵となる。

九月二十一日 稲村ヶ崎に於ける小笠縣射手。

三年^(二九二)

正月五日 御的始射手。

四年^(二九三)

三月二十一日 狩倉に際し全部弓箭を帶し得ざる時重朝等二十二人撰ばれて

弓箭を帶し禁衛となる。

五月八日 富士野の狩に頼朝に従う。

五月二十九日 曾我五郎御尋問の席に列す。

八月十六日 鶴岡八幡に於ける流鏑馬の射手となる。

十一月十九日 鷲宮に神馬奉献の使者となる。

五年^(二九四)

正月九日 御弓始二番射手。

二月二日 江間殿嫡男元服式に列座。

八月 八日 頼朝日向薬師参詣に随侍。

閏八月 一日 小笠縣射手。

十月 九日 流鏑馬堪能射手として撰ばる。

十一月二十一日 三島別宮奉納小笠縣射手。

(二九五)
六年 三月 十日 東大寺供養に供奉。

三月二十七日 頼朝参内に際し隨兵八騎の一に撰ばる。

五月 二十日 天王寺参詣供奉。

六月 三日 頼家参内に供奉。

八月 十六日 鶴岡流鏑馬に堪能者十六騎の一に撰ばる。

正治元年(二九)
十月二十八日 景時異心ある事により六十六人と共に

鶴岡八幡に群参す。

(三〇〇)
三年 正月 十二日 御的始一番射手。

建仁二年(三〇〇)
正月 三日 御弓場始三番射手。

九月二十一日 頼家駿河伊豆両国狩倉に射手十人に撰ばる。

(三〇三)
三年 九月 二日 比企能員、頼家と謀りて北條氏を滅さん

とす。時政、能員を名越第に誘殺す。

能員の子宗員等一幡を擁して小御所に

抛り義時等と戦う。この時重朝は重忠等

と共に尼將軍の命をうけて之を攻む、

比企氏一族亡びて一幡も亦焚死す。

十月 九日 御弓始二番射手。

元久元年(三〇四)
正月 十日 御弓始一番射手。

二月 十二日 由比浜笠縣射手。

以上の如く弓箭を取っては、幕下にその人ありと聞えた重朝であったが北條氏の奸計に禍いされて、一門畠山重忠と稲毛重成の党争が惹

起されるに及んで、遂にその渦中に巻き込まれて不慮の死を遂げるに立至ったのである。重忠戦死の様は東鑑元久二年六月二十二日の條に詳細述べてあり、清く正しく強くあつた重忠の非業の最後こそは、読む者をしてそぞろ追懐追憶の情に堪えざらしめるものがある。誠に一代の聖将重忠は所謂智仁勇の三徳を兼備せる日本武士の龜鑑であり、我等の斉しく景仰する所であるが、重忠を讚美の余り讒者として唾棄すべき歿義漢の如く重成を取扱ふことは、厳正なるべき史家の慎むべきところである。

前掲の系図に示す如く畠山重忠と稲毛重成とは従兄弟の間柄にある。若しこの点にのみ重きをおいて重成が一族である重忠を讒したことを観るならば、素より人道に反した行爲と云うべきであるが、重成にしてみれば重忠に与し得なかつた事情があるのである。一体この頃の戦いはいわば一門一族の勢力争いであつて内輪喧嘩である。重忠と従兄弟の關係にある重成は、又一方妻が時政の後妻牧の方の六女であるからして、時政夫妻とは義理の親子關係にある。故に従兄弟たる重忠に味方するも、義理の親子關係にある時政の許に走るも、一方には当然不義理となる。ここに重成の苦衷があるのであつて、従兄弟たる重忠を陥れることは素より本意ではなかつたであらうが、主従という武士道の本義に基いて時政の命に従つたと解すべきである。

当時の武士氣質として主君の爲には、時として父子兄弟も互に敵味方となつて相戦ふことも敢て辞せなかつたことを考うれば、重成の行動に就いては大いに恕すべきであつて、寧ろ重忠を奸計に陥れた罪は一に時政に帰すべきであらう。然も重成は悪業尽きざる時政の第二の係蹄にかかつて、是亦無慘の最後に及んだのである。

而して当時御厨の支配者榛谷四郎重朝も、重成の弟なるが故に、この渦中に捲込まれて、子息重季、秀重と共に不慮の死を遂げるに至つ

たのである。

東鏡(二一〇五)元久二年六月二十三日

西刻鎌倉中又騒動、是三浦平六兵衛義村重廻思慮、於経師谷口、謀
兮討榛谷四郎重朝、同嫡男重季、次男秀重等也、稻毛入道為大河戸
三郎被誅、子息小澤次郎重政者、宇佐美與一誅之、

かくして支配者を失える当御厨は幕府に没収せられしまった。その後
幕府はこの遺跡を営中に仕えて居た女房の五條局に与えた。

東鏡(二一三)建保元年九月二十六日

榛谷四郎重朝遺跡給五條局、

その支配の様子は詳らかにはし得ないが、神鳳鈔等に依つて内宮に供
祭関係を見ると、建久四年頃までは白布にて三十疋を献じて居たので
あるが、鎌倉中期以降は神田二百丁より上る米穀を以て之に宛てて居つ
た様である。

神鳳鈔じんほうしょう

武蔵國 榛谷御厨 (内宮)

・白布三十疋 イ (二百丁)

(註) ・印は、建久(一九三)四年二宮進宮注文に存するもの、

尚神鳳鈔の成立は奥書に「延文(三六〇)五年三月日本宮注進本并外宮干時一禰宜晴宗
神主之本等勘之書寫之」とあつて晴宗の一禰宜は応安元年(三六八)から永和二年迄の
間であるから、その編輯は後光厳天皇の応安以前と認めらるのである。又
氏経の奥書に「以泰昌神主書寫本書之」とある。泰昌は内宮嘉元遷宮記に見
ゆる権禰宜泰昌であると見らるるから或は本書の成立は嘉元(三七一)以前であるかも
知れない。兎に角本書は神宮雜書と共に平安末から鎌倉末に及ぶ神領の変遷
を知る上に於いて最も珍重すべき史料である。

所領を没収せられ、嫡男も二男も失われた榛谷氏は一時殆ど廃滅の有様であったが、室町時代に及んで其の子孫が上杉氏に仕え、犬懸上杉氏の宰となつて上総に住し、上杉禪秀の乱には大いにその名を顕わして居る。けれども勿論我が御厨との関係は無くなつて居る。

五 建武中興と榛谷御厨

北條氏が滅亡して天皇親政の御世となつた第一にばさねばならなかつた仕事は、中興功臣の論功行賞であつた。是が最も重大問題であり、その失当がつまりは中興政治の案外早く破綻を招くに至つた原因ともなつたのであるが、北條方の旧領であり関東の枢要地たる武蔵は常陸、下総と共に当時軍功第一と称せられた足利尊氏に与えられた。

けれども我が榛谷御厨の地は、伊勢神宮へ寄進となつて居るもので、尊氏の支配下を離れて、その管理職は公卿の功臣西園寺公重に与えられたのであつた。今之が拠証を示せば、

柳原伯爵家蔵本東京帝國大學史料編纂所寫本の柳原家記録第百六十三西園寺文書に、

山城国鳥羽殿領

伊予国宇和庄

同国宇磨庄

周防国山代庄

河内国新開庄

同国池田庄

播磨国太田庄

丹波国時恒保

山城国桂部

宇治眞木島

摂津国富松庄

同国吹田西庄

關倉殿肥後国山鹿庄

紀伊国仲村神限郷

同橋本河邊

近江国田中庄

下総国印東庄

美濃国飛驒瀬庄

同国群戸庄内下切

能登国一青庄 同大泉南庄
伊勢国日置庄 同国黒坂
阿波国田井庄 同浦庄
筑前国感多庄 備前国通生本庄
武蔵国榛谷御厨 駿河国小摂津御厨
下野国佐野庄 伯耆国稻積庄
筑前国楠橋庄 越前国富田庄

右所々管領不可有相違者依天氣言上如件具光謹言

建武二年七月十二日

左 中 将 判 具光
進上 右兵衛督殿

という文書がある。公卿補任を調べると建武二年右兵衛督たるは西園寺公重である。

公卿補任、

正三位 藤公重^{十九} 右兵衛督、正月五日叙従二位、十一月二十六日轉左、とある。之に依つて榛谷御厨の管領職が西園寺公重にあったことを確認し得るのである。そこで尊卑分脈に依りその系図を尋ぬるに、

尊卑分脈卷六藤原公季公流

九條右丞相師輔公九男

○公季（号閑院）—— 實成 —— 公成 —— 實季 —— 公實

通季（西園寺流祖）—— 公通 —— 實宗 —— 公経 —— 實氏

公相

實兼

公衡

牛車隨身兵杖
春宮大夫
内大臣右大將
太政大臣

檢別当
從一位
左衛門督
中宮大夫
右近大將
左大臣

母大外記師朝女

母内大臣通成女

正安元年六月二十四日出家
(二九九)

從一位顯子

法名空性

号竹林院左附

元亨二年九月十日薨七十四
(三三三)

応長元年八月二十日出家

号後西園寺入道相国

静勝

正和四年九月二十五日薨
(三一五)

五十二先父公

實衡

檢別当

左衛門督

右大將中宮大夫

内大臣正二位

母權大納言言経

任卿女

嘉暦元年十一月十八日薨
(三三六)
こうす

三十八

公宗

母為世卿女昭訓

門院春日局
(三三五)

建武二年八月二日被誅依天下事也
(三三五)

公望

(西園寺公望)

正二位

兵部卿

中宮大夫

春宮大夫

權大納言

参候南朝

左兵衛督

左大將東宮大夫

内大臣正二位

公重

母家女房

号竹林院

實長

早世

参候南朝

正三位

權中納言

右によると兄公宗は建武二年天下の事に依り誅せらるとあるので、
南山巡狩録を見ると。

故北條高時入道の舎弟四郎左近大夫入道は元弘三年鎌倉合戦の時自
害と偽り奥州に忍び環俗して後ひそかに上洛し、西園寺家は承久の
合戦より北條が一族と因み深かりける故に彼家に至り、田舎侍の始て
召仕わるる体にもてなし刑部少輔時與と名を改め、翌年家司三善文衡
に謀り一夜大納言公宗によき便宜ありしかば、謀反せばやと勧め、公
宗も許諾あり、さらばとて相模次郎時行（高時子）は関東に旗を掲げ
んと合図を定め、主上をば北山の紅葉叡覧のため臨幸を請奉らんとす、
然る処に公宗の隠謀忽ち露顕し八月二日に終に誅に伏す。

とあつて、中先代の乱に關連して誅せられたのである。然るに弟たる
公重は之に反してどこまでも朝廷側に随侍して居った。さればこそ系
譜の中にも特に南朝に参候すと註せられたる所以である。

そこで御厨の管理者西園寺公重の官位昇進の跡を伺うに、

嘉曆二年 七月 十六日 十一歳 正四位下
八月二十一日 轉左、禁色宣下

三年 九月二十二日 十二歳 叙従三位、左中將如元
元徳二年 四月 七日 十四歳 叙正三位、左中將

元弘元年 十月 五日 十五歳 任権中納言
十一月 八日 兼春宮権大夫

二年 十月 十五日 十六歳 轉春宮大夫
三年 五月 十七日 十七歳 参議、左中將

建武元年十二月 十七日 十八歳 兼右兵衛督
二年 正月 五日 十九歳 叙従二位、右兵衛督

十一月二十六日

轉左

延元元年(三三六) 五月二十五日 二十歳 春宮権大夫

十月 十日 止権大夫、依本宮没落也

二年(三三七) 七月 二十日 二十一歳 止左兵衛督さひようえのかみ

十二月二十四日 叙正二位

三年(三三八) 十一月 一日 二十二歳 任権大納言

正平元年(三四六) 二月 十八日 三十歳 任大納言

三年(三四八) 四月二十八日 三十二歳 兼右大将

十月 七日 轉左大将

四年(三四九) 九月 十三日 三十三歳 任内大臣、左大将如元

六年(三五五) 四月 十日 三十五歳 辞内大臣

二十二年(三六七) 五十一歳 薨於南朝こつす

扱て公重の嫡子實長は、

建武二年(三三五) 十一月 十九日 二歳 従五位下

延元三年(三三八) 正月 五日 五歳 従五位上

四月 十九日 侍従

四年(三三九) 正月 五日 六歳 正五位下

興国元年(三四〇) 正月 十八日 七歳 禁色

四月二十四日 従四位下

二年(三四一) 正月 六日 八歳 従四位上

三年(三四二) 正月 五日 九歳 正四位下

三月 三十日 左中将

五年(三四四) 正月 五日 十一歳 従三位、左中将如元

正月二十四日 兼讚岐権守

正平三年(三四八) 四月 十二日 十五歳 任参議

四年(三四九) 正月 五日 十六歳 正三位

九月 十二日

權中納言

(一三五七)
六年十二月

十八歳 参南方、春宮権大夫

(一三五七)
七年閏二月 二十日

十九歳 止権大夫

(一三五七)
八年 九月 十二日

二十歳 止権中納言

(一三五五)
十年 二月二十八日 二十一歳 薨於河州天野旅居

左表の如く幼より累進して、十六歳には正三位權中納言に補せられ、十八歳には早くも南朝に参候して春宮大夫に歴任し、南朝有為の青年公卿として大いに矚目されて居つたのであるが、惜しむらくは正平十年二十一歳の若さを以て父に先立って他界してしまつた。従つて正平二十二年公重が薨じて後の我が榛谷御厨の管理者は如何相成りしか明瞭を欠くに至つたのである。

六 室町時代の榛谷御厨

南北朝時代から室町時代へかけての打続く兵乱の為に、武家は軍陣非常の際に藉口して濫妨狼藉を敢えてして、その不法行為は底止する所を知らざる有様であり、徒に制定を發して之を抑圧せんとした幕府の威權など少しも行われなかつた。故に莊園の如きはいつしか地頭や御家人輩に強奪せられることになり、やがてそれは權勢ある者の手に併吞されて行つたのである。それらの権力者が各地に蜂起して室町末期には所謂群雄割拠時代を現出したのであつた。

従つて神領安堵の取締りも徹底し得なかつた事とて、我が西園寺公重所務の跡は、何れの手に渡つたにせよ下克上の常として、實際の管理者或はその代務者等によつて壟斷されたであらうし、又実力を有した武門武士の濫妨狼藉をも蒙つた事であらう。

そして結局北条早雲の東国成覇によつて、打続いた戦乱も次第に沈静に傾いて行つた。他の地方が未だ兵火に苦しむ時に、北條氏が秩序の恢復、民心の安堵に努めたことは大きな功績と云わねばならない。北條氏は早雲の子氏綱から氏康、氏政、氏直と五代九十余年に亘つて善政を行い、当地方の文化開発に貢献する所少なくなかつた。

北條氏の施政に当たつて、我が榛谷御厨は全くその支配下に屬し一族郎党に分与せられた。その主なる知行割を見ると、

保土ヶ谷	上杉景虎
帷子	太田新六郎
佛餉	向山氏
岩間	岡崎修理亮・菊地郷右衛門
星川	六郷殿
川島	中田加賀守
二俣川・今宿	岩本和泉

以上の如く榛谷御厨としての本質は全く消失して小区画に分割されて、その中心保土ヶ谷は北條氏康の七男景虎が握り、他はそれぞれ一門の者をして知行せしめて居る。

扱て以上の如くして榛谷御厨が解消すると共に、保土ヶ谷とか帷子、或は佛餉、岩間、川島などの現在の地名が現れてきた。従つて室町末期以降は榛谷御厨として存在価値を失うたわけであり、本論叙述の範圍を越えることになるので茲には省略して結語に及ぶこととする。

七 結 語

保土ヶ谷元本陣輕部家所藏文書の中に、慶長十四年九月付の「武州半谷郡御厨庄保土ヶ谷郷水帳」みづちりょうと記した検地帳がある。半谷郡と云い御厨庄と云い保土ヶ谷郷というも当時別にこの郡庄郷名が公称されて居ったわけではない。蓋し榛谷御厨に属して居った地であるということを示した私称に過ぎないのである。けれども大体この頃まで榛谷御厨というものの形骸の存して居ったことを物語って居る。この後は御厨の記名あるものは全く影を没してしまふのである。

元来御厨に就いてはその起立、沿革等を詳かに知る事は誠に困難なる問題とされて居る。我が榛谷御厨もその例に洩れず頗る明瞭を欠いて居ったのであるが、幸い御厨の中心たる神明社が神威赫々かっかくとして現存して居り、相当信拠すべき由緒を伝えて居ったので、之を中央学界に於ける根本史料との考合に依って臆おそげながらその全貌を伺うことが出来得たのである。国家の宗廟たる伊勢大神宮の御領たりし榛谷御厨を有することは我が神奈川県郷土史上に一光彩を放つものであることを思うとき、永久に御厨の事跡を記憶から去らしめざる様、本調査報告書に明記せんとする所以である。